

返戻金制度規定

被採用者が入社日以降、明らかに被採用者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合または、被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合であって、かつ、その合理的な証跡（解雇通知書、退職届等）を求人者が当社へ提出した場合もしくは、被採用者がその事実を当社に認めた場合に限り、退社時期に応じて受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から1ヶ月以内	80%
入社から1ヶ月超、3ヶ月以内	50%
入社から3ヶ月超、6ヶ月以内	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で紹介先において職務遂行経験があった場合においても、上記の報酬返還は適用されない。

千寿製薬株式会社
許可番号 27-ユ-304987